

施行 4 水推第 1 4 0 7 号
令和 5 年 2 月 1 6 日
改正 6 水推第 1 8 0 7 号
令和 7 年 3 月 1 7 日

都道府県知事 殿

水産庁長官

「届出養殖業の届出に関する取扱要領」の制定について

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 20 号）及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 8 号）については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

このため、これらの法令の内容を踏まえ、各都道府県等の行う事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国の考え方及び事務処理上の留意事項を取りまとめ、技術的助言として、別紙「届出養殖業の届出に関する取扱要領」を制定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたので、御了知の上、業務の適正な執行に御配慮願いたい。また、本通知について、貴管下関係者に周知徹底を図る等遺漏ないように措置されたい。

なお、本通知の制定に伴い、「うなぎ養殖業の届出に関する取扱要領」（平成 26 年 10 月 16 日付け 26 水推第 665 号水産庁長官通知）は、廃止する。

届出養殖業の届出に関する取扱要領

第1 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の届出養殖業の届出等に係る各種手続については、法及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 届出養殖業の届出

- 1 法第 28 条第 1 項の届出養殖業の届出は、規則第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別記様式 1「届出養殖業の開始届出書」を提出するものとし、届出書の記載については、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 「養殖場」とは、届出養殖業の用に供することを目的とした施設であって、養殖池と関連施設で構成されるものをいう。
 - (2) 使用する養殖場の「名称」については、業務上使用している名称を記載するものとし、特に名称がない場合には、「第1養殖場」、「第2養殖場」等他の養殖場と識別できるように記載すること。
 - (3) 使用する養殖場の「所在地」については、管理事務所の住所等養殖場を代表する住所を記載すること。
 - (4) 「養殖場ごとの全ての養殖池の総面積及び総体積」として、養殖場に存在する養殖池の面積及び体積を記入すること。一の養殖場に複数の養殖池が存在する場合には、その面積及び体積の合計値をそれぞれ記入すること。
 - (5) 「養殖する水産動植物の種類」には、クルマエビ、トラフグ、ヒラメ等のように種名（標準和名）を記載し、複数種類を養殖している場合には、全ての種類を記載すること。
 - (6) 「養殖の方法」として、前年の生産量（令和 5 年 4 月以前から届出養殖業を営んでいる場合に限る。）、1 日当たり排水量、取水先、排水先、排水時の処理状況及び停電時における補助電源の確保の有無を記載すること。
- 2 法第 28 条第 2 項の変更の届出は、規則第 18 条第 3 項の規定に基づき、別記様式 2「届出養殖業の届出事項の変更届出書」を提出するものとする。
- 3 法第 28 条第 3 項の廃止の届出は、規則第 18 条第 4 項の規定に基づき、別記様式 3「届出養殖業の廃止届出書」を提出するものとする。

第3 届出養殖業者の相続人等に関する特例

規則第 19 条第 1 項の規定により届出養殖業者の地位を承継した場合には、同条第 2 項の規定に基づき、その承継の日から 30 日以内に、別記様式 4「届出養殖業者の相続人等の特例に関する届出書」及び相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する以下の書面を提出するものとする。

- (1) 相続の場合には、遺産分割の協議書等相続を証する書類
- (2) 合併又は分割の場合には、契約書の写し等の合併等を証する書類

第4 実績報告書の提出

- 1 法第 29 条第 1 項の実績報告書の提出は、規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、届出養殖業の届出をした養殖場ごとに、当該報告に係る事業年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）に属する最終月の翌月の 30 日までに行うものとする。

2 法第 29 条第 1 項の実績報告書の提出は、規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、別記様式 5「届出養殖業の実績報告書」を提出するものとし、実績報告書の記載については、以下の点に留意するものとする。

- (1)「養殖の用に供した種苗の種類別の量」として、前年度に導入した種苗（受精卵を含む）の量及び尾数を、魚種及び年齢ごとに記載すること。
- (2)「養殖の実績」として、前年度末時点の在庫数量について、魚種及び年齢を記載すること。また、前年度の出荷数量について、魚種、出荷重量、出荷金額及び出荷月を記載すること。さらに、前年度のへい死数量については、魚種、年齢及び重量を記載すること。

第 5 書類の提出先

- 1 規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、届出に係る書類は、当該届出に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。なお、一の養殖業者が二以上の都道府県に養殖場を有する場合には、都道府県ごとに当該都道府県内に所在する養殖場について記載した書類を作成し、それぞれ当該届出に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。
- 2 規則第 23 条第 2 項の規定により、当該書類が都道府県知事に受理されたときに農林水産大臣に当該書類の提出があったものとみなすこととされているので、留意されたい。

第 6 届出及び実績報告書の概要の公表

国は法第 28 条第 1 項に基づく届出及び法第 29 条第 1 項に基づく実績報告の内容については、内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため、その概要を公表するものとする。

附 則（令和 5 年 2 月 16 日付け 4 水推第 1407 号）

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日付け 6 水推第 1807 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 令和 6 年度の実績報告書については、この通知の改正前の別記様式 5 により提出することも可とする。

届出養殖業の開始届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	
	氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	() -
	メールアドレス	

届出養殖業を行いたいので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

養殖場の名称				
養殖場の所在地				
養殖池数				
全ての養殖池の総面積及び総体積		m ²		トン
養殖する水産動植物の種類				
(令和 5 年 4 月以前から届出養殖業を営んでいる場合) 前年 (4 月から 3 月まで) の生産量				トン
1 日当たり排水量				トン
取水先	河川 (○○川) ・海洋 (○○湾) ・ 水道水 (そのまま使用・人工海水として使用) ・地下海水・その他 ()			
排水先	下水・河川 (○○川) ・海洋 (○○湾) ・用水路 ・その他 ()			
排水時の処理状況				
停電時における補助電源の 確保の有無	無 ・ 有 (○○日分)			
開始予定時期				

備考 1 「開始予定時期」は、初めて受精卵又は稚魚を入れる時期を記入すること。
2 「排水時の処理状況」には、「○○による物理的ろ過」、「○○による生物ろ過」等、排水の処理方法を具体名も入れて記入すること。

届出養殖業の届出事項の変更届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	() —
	メールアドレス	

届出養殖業の届出事項に変更がありましたので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第2項の規定により、届け出ます。

記

変更があつた年月日	年 月 日
養殖場の届出番号	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 変更事項の欄には、別記様式 1 に掲げる事項のうち、変更した事項を記載すること。

届出養殖業の廃止届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	() —
	メールアドレス	

届出養殖業を廃止したので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第3項の規定により、届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
養殖場の届出番号	
廃止の理由	

備考 廃止の理由は、合併、経営譲渡、廃止後の当該事業についての承継先等について、具体的に記述すること。

届出養殖業者の相続人等の特例に関する届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	() -
	メールアドレス	

届出養殖業者から内水面漁業の振興に関する法律第28条第 1 項の届出に係る養殖業の全部を譲り受け、又は届出養殖業者の死亡若しくは合併若しくは分割により届出養殖業に係る養殖業を継承したので、内水面漁業の振興に関する法律施行規則第19条の規定により、届け出ます。

記

承継の年月日	年 月 日
被承継者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
承継の原因	ア 全部譲受け イ 相続、合併又は分割
養殖場の届出番号	
承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積	

備考 1 届出の原因は、内水面漁業の振興に関する法律第28条第 1 項の届出に係る養殖業の全部を譲り受けた場合にはアに、届出養殖業者の相続、合併又は分割の場合にはイに○を付すこと。
2 届出の原因となる事実を証する書面を添付すること。

届出養殖業の実績報告書(養殖場ごとに報告)

農林水産大臣 殿

住所	
氏名	
主たる養殖場の所在地	
養殖場の届出番号	
報告年月日	
報告対象期間	年 4 月 1 日から 年 3 月 3 1 日
報告書取扱責任者	
電話番号	
メールアドレス	

- ・魚種名が「その他魚類」、「その他貝類」、「その他藻類」、「その他」の場合は、備考欄に記入すること。
 - ・重量については、水産動植物の原形重量を記載すること。
- (例)：貝類(かき類、はたてがい、その他の貝類養殖)は、殻付き重量を記載すること。海藻類(のり類、こんぶ類、わかめ類、その他の海藻類)は、生重量を記載すること。

1. 養殖の用に供した種苗の種類別の量(前年度に導入した種苗(受精卵を含む)の量及び尾数)

[illegible]

3. 前年度出荷重量及び出荷金額

[illegible]

4. 前年度へい死数量(kg)

[illegible]